

嘱託職員規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人かしもむら（以下、「当法人」という）に勤務する嘱託職員の雇用およびその就業に関する取り扱いを定めたものである。

2 この規則に定めのないことについては、労働基準法その他法令および個別の嘱託雇用契約に定めるところによる。

(嘱託の定義)

第2条 この規程で嘱託職員とは、当法人が採用する常時勤務者および臨時雇用者（アルバイト、パート）以外の従業者をいう。

(規則遵守義務)

第3条 嘱託職員は、この規程を遵守し、他の従業員と協調し相協力して事業の発展に努めなければならない。

第2章 人 事

(雇用基準)

第4条 当法人が採用を決した者とする。

(再雇用契約)

第5条 嘱託職員として、継続雇用勤務を希望する者は、雇用期間満了の2ヶ月前までに、所定の書式を提出し申し出るものとする。

2 当法人は、申し出書を審査し、再雇用の際の就業条件を協議し、採用の場合には雇用通知書で通知する。

(雇用期間)

第6条 嘱託の労働契約の期間は1年とし、継続雇用希望者は前条の手続きにより毎年更新を行う。原則、本人が退職を希望する日まで継続雇用する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約期間の満了日をもって労働契約を解除することがある。

- ①業務を遂行する能力が十分でないと認められるとき。
- ②業務命令に対する違反行為を行ったとき。
- ③無断欠勤等勤務成績が不良であるとき。

④事業の廃止または事業縮小が必要であるとき。

3 契約の更新を行わなかった場合、本人の請求により更新しなかった理由について証明書を交付する。

(勤務場所および職種)

第7条 勤務場所および職種（担当業務）については、採用時に当法人が協議のうえ提示する。

(退職)

第8条 嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は退職とする。

- ① 嘱託雇用契約の期間が満了し、契約更新がないとき
- ② 死亡したとき。
- ③ 退職願を提出し当法人が承認したとき。

(自己都合退職の手続)

第9条 嘱託職員が自己の都合により退職しようとするときは、退職予定日の1ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第10条 嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。

- ① 精神または身体の故障により、業務に耐えられないと認められたとき。
- ② 天変地変、その他やむを得ない事由により事業の縮小・廃止その他事業の継続が不可能になったとき。
- ③ 業務上の指示命令に従わないとき。
- ④ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき。

(解雇の予告)

第11条 前条の規程による嘱託職員の解雇は、1ヶ月前の解雇予告または当該対象者の平均賃金月額分の解雇予告手当を支払った上で行う。

第3章 服 務 規 律

(服務規律)

第12条 服務規律は、就業規則を準用する。

第4章 労働時間、休憩および休日

(就業時間、休憩および休日)

第13条 就業時間、休憩時間および休日は、就業規則に準じて、個別の嘱託契約で定める。

第5章 賃 金

(賃金構成)

第14条 嘱託職員の賃金は、基本給で構成される。

- 2 基本給は、時給とし、その金額は本人の職務等を考慮して嘱託契約で定める。
- 3 給与の締切日および支給日については、職員給与規程を準用する。

(各種手当)

第15条 嘱託職員に対しては、原則として各種手当は支給しない。

(昇給)

第16条 昇給は、職員給与規程に準ずる。

(退職金)

第17条 嘱託職員に対しては、原則として賞与は支給しない。

(賃金の控除)

第18条 賃金の支払いに際して、源泉徴収税、社会保険料など、法令に定められた金額を控除する。

第6章 福利厚生

(福利厚生)

第19条 当法人は、福利厚生行事への参加等について配慮する。

(社会保険等)

第20条 当法人は、労働保険(労災保険・雇用保険)および社会保険の加入要件に該当した場合は、所定の加入手続きをとらなければならない。

第7章 安全衛生および災害補償

(安全衛生および災害補償)

第21条 安全衛生および災害補償は、就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成27年1月20日に実施する。